

独立行政法人環境再生保全機構 第二期中期目標

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、以下のとおり独立行政法人環境再生保全機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

はじめに

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、平成16年に設立され、「公害に係る健康被害の補償」、「大気汚染の影響による健康被害の予防」、「民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援」、「最終処分場に係る維持管理積立金の管理」、第一期中期目標期間中の平成18年に加わった「石綿による健康被害の救済」の業務を実施している。

これらの業務は、「石綿による健康被害の救済」の業務を除き、それまでの「環境事業団」と、「公害健康被害補償予防協会」が実施していた業務を「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)」に基づき、一部の事業の廃止や他法人への移管を行い、統合し、機構において実施することとされたものである。

機構が行う業務は、環境省の任務である、「環境の保全(良好な環境の創出を含む。)を図ること(環境省設置法第三条)」を受けた、環境省施策体系との関係で、次のように整理される。

○環境保健対策の推進として、

- ・汚染者負担の原則を踏まえつつ、公害健康被害者を公正に保護するために、「公害に係る健康被害の補償」を行うこと。
- ・対象地域において、ぜん息等の発症や増悪を防止するために、「大気汚染の影響による健康被害の予防」を行うこと。
- ・労災補償等の対象にならない石綿健康被害者が、安んじて医療を受けられるようにするために、「石綿による健康被害の救済」を行うこと。

○環境・経済・社会の統合的向上(調和ある発展)のうち、環境パートナーシップの形成として、

- ・民間団体による自発的な環境保全活動が自立的、継続的に行われるようにするために、「民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援」を行うこと。

○廃棄物・リサイクル対策の推進として、

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物による人の健康や生活環境への被害を防止するために、中小企業者等における、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援」を行うこと。
- ・廃棄物最終処分場周辺的生活環境を保全するために、埋立処分終了後における、「最終処分場に係る維持管理積立金の管理」を行うこと。

このように、機構は、環境省における環境政策の実施機関として、公害等による健康被害者の救済をはじめとする、深刻な影響を及ぼす環境問題の速やかな解決に向け、業務を的確に実施することを任務としている。

また、機構が行っている業務は、公益目的のために事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本とし、いずれも、国民の生活及び社会経済の安定等、公共上の見地から機構が行うことにより、確実かつ、より効率的・効果的に実施されると認められるところである。

機構においては、各業務の有効性を自ら検証するために、各種の環境リスクに関する内外の具体的な情報の収集・整理・解析を行うとともに、業務の実施を通じて機構に集積される情報はもとより、業務に関係する国民の意識や意見を不断に把握するなどにより、国民に分かりやすく機構の業務の成果を伝えていく必要がある。

さらに、環境政策に関する社会的ニーズは、今後一段と高まっていくことから、機構は、政策当局との連携の下に、先述の様々な業務を通じ、各種の環境問題に対応する環境政策の実施機関として、一層、国民からの期待に応えていかなければならない。

以上の認識を踏まえ、機構は、第二期中期目標期間中においても、独立行政法人の趣旨を十分認識し、国民の視点に立って、業務の透明性をより一層高めるとともに、公平性の確保と説明責任を果たすことにより、その任務の達成に向けて取り組むものとする。

I. 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。

個々の業務については、以下のとおり目標を定める。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付態

通、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。

その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。

（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

2. 都道府県に対する納付金の納付

（1）納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

（2）納付金のオンライン申請の推進

納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。

さらに、環境省が平成 22 年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23 年度以降速やかに見直すこと。

3. 調査研究

（1）ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

6. 助成事業

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。

<維持管理積立金の管理業務>

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。

(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。

(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。

(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。

3. 認定・支給の適正な実施

(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族弔慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。

(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報情報を適切に管理すること。

5. 救済給付費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

6. 救済制度の見直しへの対応

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

(1) 組織体制及び人員の合理化目標の明確化

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。

(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。

また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。

(3) 大阪支部の廃止

大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。

(4) 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%を上回る削減を行うこと。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。

また、機構の給与水準（平成19年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で114.7に下がった（平成18年度指数119.3）ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。

④ その他

官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。

(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービサーに委託し、本中期目標期間中におけるサービサー委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。

3. 保有資産の見直し

戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。

V. その他の業務運営に関する重要事項

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。

独立行政法人環境再生保全機構 第二期中期計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、以下のとおり独立行政法人環境再生保全機構中期計画（以下「中期計画」という。）を定める。

独立行政法人環境再生保全機構理事長 湊 亮 策

まえがき

昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長の過程において大規模な公害が問題となる中、公害防止施設の建設を推進する機関として公害防止事業団（後の環境事業団）が、また公害健康被害者の迅速な救済を図るための機関として公害健康被害補償協会（後の公害健康被害補償予防協会）が設立された。その後両組織は、環境問題の態様の変化に対応し、公害による健康被害を予防するための事業や民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んできた。

機構はこれらの業務を引き継いで平成 16 年に設立され、さらに平成 18 年度からは、新たに石綿による健康被害救済業務を実施している。

機構は、環境大臣が定めた第二期中期目標を達成するために、第一期中期目標期間の実績を踏まえ、第二期中期目標期間においては、独立行政法人に求められる自主的、自律的な組織運営と業務運営をさらに強化し機構に課せられた業務を効率的、効果的に実施することにより、国民に一層質の高いサービスの提供に努め、環境省をはじめとする、環境分野の政策実施機関として国民の期待と信頼に応えるため、以下に掲げる中期計画を確実に遂行するものとする。

I. 中期計画の期間

機構の中期計画の期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

<公害健康被害補償業務>

公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。
- ② 納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成 20 年度実績に比し 50% 増の現地調査を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

- ① 徴収業務について、平成 21 年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 20 年度実績に比し、7%以上の削減を図る。
- ② 民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。
- ② 汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。
- ③ 汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化

- ① 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付

申請及び事業実績報告書（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。

- ② 都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。
- ③ 都道府県等が行う納付申請等の手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。

（２） 納付金のオンライン申請の推進

都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成 25 年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。

<公害健康被害予防事業>

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。

また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行

う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。

さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。

3. 調査研究

- (1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大气汚染の改善に係る課題に重点化を図る。

なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

- (2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

- (1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得るこ

とを達成するなど、質の向上を図る。

- (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

6. 助成事業

- (1) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。

- (2) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。

<地球環境基金業務>

環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体(NGO/NPO)による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、調査研究、情

報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成先の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

① 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準（内定については4月15日、交付決定については7月2日）で維持する。

② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会

を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。

- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化する。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実などを図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出せん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。

(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。

(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。

(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。

(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。

3. 認定・支給の適正な実施

(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。

(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定、給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。

(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。

5. 救済給付費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続に係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。

6. 救済制度の見直しへの対応

法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

(1) 組織体制及び人員の合理化の明確化

管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。

なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「Ⅷ. 2. 職員

の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。

(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」等の速やかな策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。

また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

(3) 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成 25 年度に廃止する。

(4) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。

2. 業務運営の効率化

機構の業務運営の効率化を図るため、外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。また、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 15% を上回る削減を行う。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人

件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

③ 人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間における人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。

また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。

④ その他

官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。

(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22~24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算 別紙のとおり
2. 収支計画 別紙のとおり
3. 資金計画 別紙のとおり
参考 運営費交付金算定ルール 別紙のとおり
4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融资資金の返済を確実に行っていく必要がある。

平成 21 年度期首において約 470 億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）の残高を本中期計画期間中に 300 億円以下に圧縮することを目指す。

なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。

① 約定弁済先の管理強化

債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。

② 返済懲憑

延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。

③ 法的処理

債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。

④ 償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したも

の等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。

(2) サービサー委託の推進と経費の効率化・削減

返済確実性が見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成 20 年度末の委託債権残高（見込 157 億円）の 2 割に相当する債権を新たにサービサーに委託することを見込む。ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。

機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。

なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金（未収財源措置予定額を上限とする）が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

V. 短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円とする。

VI. 重要な財産の処分等に関する計画

戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却する。

VII. 剰余金の使途

なし

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の縮減等を図る。

(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な

知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。

(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

(4) 人員に関する指標

① 管理部門（総務部・経理部）及び事業管理部については、業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。

② 大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。

③ 石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。

(参考1)

期初の常勤職員数 146 人

期末の常勤職員数の見込み 140 人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 6,614 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

なし

別紙
 予算（人件費の見積りを含む）

平成21年度～平成25年度予算
 （ 総 計 ）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,373
国庫補助金	24,089
その他の政府交付金	87,285
都道府県補助金	10,000
長期借入金	41,400
環境再生保全機構債券	20,000
業務収入	278,440
運用収入	6,375
その他収入	1,370
計	479,333
支出	
業務経費	352,095
公害健康被害補償予防業務経費	260,200
うち人件費	2,264
石綿健康被害救済業務経費	45,541
うち人件費	1,982
基金業務経費	43,170
うち人件費	733
承継業務経費	3,184
うち人件費	1,579
借入金等償還	129,615
支払利息	6,924
一般管理費	4,234
うち人件費	1,936
その他支出	5,035
計	497,903

[人件費の見積り]

期間中総額6,614百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、汚染負荷量賦課金等の自己収入によるものを除いて運営費交付金及び石綿健康被害救済事業交付金を財源とするものと想定している。

[運営費交付金算定ルール] : 別添

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度予算
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,237
国庫補助金	1,322
その他の政府交付金	46,812
業務収入	205,797
運用収入	5,164
その他収入	337
計	261,670
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	260,200
うち人件費	2,264
一般管理費	1,599
うち人件費	635
計	261,799

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度予算
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	40,473
業務収入	6,306
その他収入	3
計	46,781
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	45,541
うち人件費	1,982
一般管理費	1,241
うち人件費	725
計	46,781

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度予算
(基金勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,155
国庫補助金	10,000
都道府県補助金	10,000
運用収入	1,211
その他収入	882
計	26,248
支出	
業務経費	
基金業務経費	43,170
うち人件費	733
一般管理費	561
うち人件費	198
計	43,731

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度予算
(承継勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,982
国庫補助金	12,767
長期借入金	41,400
環境再生保全機構債券	20,000
業務収入	66,337
その他収入	148
計	144,634
支出	
業務経費	
承継業務経費	3,184
うち人件費	1,579
借入金等償還	129,615
支払利息	6,924
一般管理費	834
うち人件費	379
その他支出	5,035
計	145,592

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度収支計画

(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	404,592
経常費用	404,592
公害健康被害補償予防業務経費	260,594
石綿健康被害救済業務経費	45,476
基金業務経費	43,170
承継業務経費	40,645
一般管理費	7,507
減価償却費	374
財務費用	6,827
収益の部	408,140
経常収益	408,140
運営費交付金収益	10,373
国庫補助金収益	1,322
その他の政府交付金収益	51,824
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	41,702
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	38,365
財源措置予定額収益	1,860
業務収入	246,457
運用収入	6,375
その他の収益	368
財務収益	9,493
純利益	3,548
前中期目標期間繰越積立金取崩額	446
総利益	3,993

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度収支計画
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	262,401
經常費用	262,401
公害健康被害補償予防業務経費	260,594
補償業務費	254,178
予防業務費	6,416
一般管理費	1,599
減価償却費	209
収益の部	261,740
經常収益	261,740
運営費交付金収益	2,237
国庫補助金収益	1,322
その他の政府交付金収益	46,812
業務収入	205,796
資産見返負債戻入	70
運用収入	5,164
財務収益	335
雑益	2
純利益 (△純損失)	△ 661
前中期目標期間繰越積立金取崩額	446
総利益 (△総損失)	△ 216

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度収支計画
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,827
經常費用	46,827
石綿健康被害救済業務経費	45,476
一般管理費	1,241
減価償却費	110
収益の部	46,827
經常収益	46,827
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	41,702
その他の政府交付金収益	5,012
資産見返負債戻入	110
雑益	3
純利益	0
総利益	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度収支計画
(基金勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	43,758
經常費用	43,758
基金業務経費	43,170
地球環境基金業務費	4,203
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	38,548
維持管理積立金業務費	419
一般管理費	561
減価償却費	27
収益の部	43,758
經常収益	43,758
運営費交付金収益	4,155
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	38,365
地球環境基金運用収益	861
維持管理積立金運用収益	350
資産見返負債戻入	27
雑益	1
純利益	0
総利益	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度収支計画
(承継勘定)

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	51,607
經常費用	51,607
承継業務経費	40,645
一般管理費	4,107
減価償却費	28
財務費用	6,827
収益の部	55,816
經常収益	55,816
運営費交付金収益	3,982
事業資産譲渡元金収入	40,661
財源措置予定額収益	1,860
資産見返負債戻入	28
財務収益	9,158
雑益	128
純利益	4,209
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	4,209

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度資金計画

(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	742,998
業務活動による支出	431,566
投資活動による支出	126,147
財務活動による支出	129,718
次期中期目標期間への繰越金	55,567
資金収入	742,998
業務活動による収入	456,214
運営費交付金収入	10,373
国庫補助金収入	24,089
その他の政府交付金収入	87,285
都道府県補助金収入	10,000
業務収入	272,994
運用収入	6,556
その他の収入	44,917
投資活動による収入	172,160
財務活動による収入	61,600
前中期目標期間よりの繰越金	53,024

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度資金計画
(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	336,596
業務活動による支出	262,907
投資活動による支出	68,412
次期中期目標期間への繰越金	5,277
資金収入	336,596
業務活動による収入	256,377
運営費交付金収入	2,237
国庫補助金収入	1,322
その他の政府交付金収入	46,812
業務収入	200,351
運用収入	5,317
その他の収入	337
投資活動による収入	68,390
前中期目標期間よりの繰越金	11,829

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度資金計画
(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	47,924
業務活動による支出	47,212
投資活動による支出	65
次期中期目標期間への繰越金	647
資金収入	47,924
業務活動による収入	46,781
その他の政府交付金収入	40,473
地方公共団体等拠出金収入	6,306
その他の収入	3
投資活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,143

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度資金計画
(基金勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	210,815
業務活動による支出	105,593
投資活動による支出	57,650
次期中期目標期間への繰越金	47,572
資金収入	210,815
業務活動による収入	69,843
運営費交付金収入	4,155
国庫補助金収入	10,000
都道府県補助金収入	10,000
運用収入	1,239
その他の収入	44,449
投資活動による収入	103,750
財務活動による収入	200
前中期目標期間よりの繰越金	37,022

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度資金計画
(承継勘定)

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	147,664
業務活動による支出	15,854
投資活動による支出	20
財務活動による支出	129,718
次期中期目標期間への繰越金	2,071
資金収入	147,664
業務活動による収入	83,213
運営費交付金収入	3,982
国庫補助金収入	12,767
業務収入	66,337
その他の収入	128
投資活動による収入	20
財務活動による収入	61,400
前中期目標期間よりの繰越金	3,030

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(参考)

運営費交付金の算定ルールについて

[運営交付金算定ルール]

運営費交付金 (G_y)

$$= \text{一般管理費} (A_y) + \text{業務経費} (B_y) + \text{特殊要因} (X) - \text{自己収入} (Y_1 \cdot Y_2)$$

2)

(注) 一般管理費及び業務経費の積算根拠は、運営費交付金から充当される経費を前提とする。(以下、同じ。)

1. 一般管理費 (A_y) = 管理部門人件費 (S_y) + その他一般管理費 (C_y)
+ 退職手当

① 管理部門人件費 (S_y) = 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

$$\text{○ 21年度以降} = \text{前年度人件費} (S_{y-1}) \times \text{人件費調整係数} (\delta)$$

$$\times \text{人件費効率化係数} (\alpha 1)$$

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他一般管理費 (C_y) = ①の人件費及び退職手当を除く一般管理費

$$\text{○ 21年度以降} = \text{前年度その他一般管理費} (C_{y-1}) \times \text{消費者物価指数} (\beta)$$

$$\times \text{一般管理費効率化係数} (\alpha 2)$$

2. 業務経費 (B_y) = 業務経費人件費 (S_y) + その他業務経費 (D_y) + 退職手当

① 業務経費人件費 (S_y) = 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

$$\text{○ 21年度以降} = \text{前年度人件費} (S_{y-1}) \times \text{人件費調整係数} (\delta)$$

$$\times \text{人件費効率化係数} (\alpha 1)$$

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他業務経費 (D_y) = ①の人件費及び退職手当を除く業務経費

$$\text{○ 21年度以降} = \text{前年度その他業務経費} (D_{y-1}) \times \text{消費者物価指数} (\beta)$$

$$\times \text{政策係数} (\gamma) \times \text{業務経費効率化係数} (\alpha 3)$$

3. 特殊要因 (X) = 特殊要因に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

4. 自己収入 ($Y_1 \cdot Y_2$) = 運営費交付金を財源として実施する事務事業から生じるであろう雑収入の見積り額 (Y_1)及び地球環境基金運用収入の見積り額 (Y_2)

$$\text{○ 21年度は、積上げ方式による。}$$

$$\text{○ 22年度以降} = \text{前年度自己収入} (Y_1 - 1) \times \text{自己収入政策係数} (y_1)$$

=前年度自己収入 (Y 2 - 1) × 自己収入政策係数 (y 2)

(注) Y 1 : 宿舎使用料収入、Y 2 : 地球環境基金運用収入

[注記] 前提条件

- 人件費効率化係数 (α 1) : 中期目標期間中 5%削減達成を勘案した場合
- 一般管理費効率化係数 (α 2) : 中期目標期間中 1.5%削減達成を勘案した場合
- 業務経費効率化係数 (α 3) : 中期目標期間中 5%削減達成を勘案した場合
- 消費者物価指数 (β) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 政策係数 (γ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 人件費調整係数 (δ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 (y 1) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 (y 2) : 毎年度の予算編成過程において決定

(中期目標期間における運営費交付金は、次の係数を用いて推計)

項 目		係 数
人件費効率化係数	(α 1)	0.99
一般管理費効率化係数	(α 2)	0.968
業務経費効率化係数	(α 3)	24年度までは 0.99 25年度は 0.988
消費者物価指数	(β)	1.000
政策係数	(γ)	1.000
人件費調整係数	(δ)	1.000
自己収入政策係数	(y1)	0.977
自己収入政策係数	(y2)	1.000

独立行政法人環境再生保全機構平成 23 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 23 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。
- ② 虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な汚染負荷量賦課金の申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対して、平成 20 年度実績に比し 50%増の実地調査を実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。
また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専

用ホームページの充実を図るとともに、必要に応じ汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

- ② 汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督・指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への的確な対応等に関して、より一層の習熟を図る。
- ③ 汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る 1 月にオンライン申請懇話の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化

- ① 納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。
- ② 納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。
- ③ 現地指導は、原則として 3 年に 1 回のサイクルで実施する。

また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省主催及び都道府県等主催の会議の場で報告するなどして、国及び都道府県等へ情報提供を行う。

(2) 納付金のオンライン申請の推進

都道府県等のオンライン申請を促進するため、都道府県等への現地指導、環境省主催及び都道府県等主催の会議の場等を利用して、オンライン申請の着実な導入の促進を図る。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用については、運用方針に基づき安全かつ有利な運用に努める。

自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

(2) 事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。

また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。

さらに、環境省が平成 22 年度まで実施した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」の取りまとめ結果を基に、環境省などとともに、事業の見直しを検討する。

3. 調査研究

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続 3 課題の研究を実施するほか、平成 23 年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。

また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続 1 課題の研究を実施するほか、平成 23 年度より開始する調査研究 1 課題を公募により実施する。

なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

- (1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

- (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大气環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

6. 助成事業

- (1) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。

- (2) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施する。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成先の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

また、平成22年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準（内定に

については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。

- ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。
- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務>

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を

確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 広報の充実

中皮腫及び石綿による肺がんにより亡くなった遺族の特別遺族弔慰金等の請求期限（平成24年3月27日）について、重点的に広報・広告を実施する。

申請者に対するアンケート結果から、医師・医療関係者からの助言が申請の契機になったとした者の比率が高いことを踏まえ、引き続き、医師・医療機関向けの広報を実施。特に指定疾病にかかる診断書を作成したことがあるなど実績のある医療機関等に対する重点的な広報に力を入れる。

新聞等を活用した制度の認知をあげるために広く行う広報・広告と、自治体との連携など地域性への考慮や関連業種などの絞った広報・広告を使い分け、より効果の高い媒体を活用して実施。

また、住民相談会の効果的な実施を図る。

(2) 相談等の改善

保健所説明会を開催し、受付相談担当者の理解を深めるとともに、保健所などの相談窓口でのより詳細な相談実態を把握し、業務改善の検討を行う。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 課題把握のためのアンケート調査の実施

各種アンケートについて、アンケートの内容を検討するとともに、集計データの利活用方法についてさらなる検討を行う。

(2) 医療関係者の基準・診断についての理解、診断レベルの向上

医療関係者の医学的判定基準、指定疾病の診断についての理解を深め、認定業務の迅速化・正確性向上を図るために、石綿関連疾患の確定診断において重要な「細胞診」や「病理組織学的診断」に関連する学会等でのセミナー開催を行う。

また、石綿小体計測精度管理事業等を実施することにより、認定業務の迅速化・正確性の確保を図る。

(3) 調査・データの取りまとめ、情報公開

関係者のニーズを的確に把握しつつ、受付認定状況、ばく露状況調査等の各種データの集計・取りまとめを行い、積極的にホームページ等で

公表する。

3. 認定・支給の適正な実施

(1) 認定等の迅速・正確な実施

環境省などとも協力して、申請・請求から認定・給付までの期間短縮に向け、申請段階より医療機関等と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要となる資料を整備するなど、追加依頼の件数の低減に向けた取組を行う。

また、追加資料を求められた場合に、機構が、迅速に医療機関に直接、資料の収集ができるようにするため、申請者から事前に承諾書を得るなど、手続きの見直しを行う。

さらに、指定疾病に係る診断精度の向上に向け、診断書等の資料を提出いただいた医療機関に対し、医学的判定の結果をフィードバックすることができないか検討を行う。

これらの取組を通じて、認定等までの期間の短縮を図る。特に、療養中の方々からの認定申請について、判定が1回で済むケースの比率を前年度より増加させるとともに、当該総件数の50%以上を3ヶ月以内に処理するよう努める。

また、被認定者・遺族、保健所担当者の意見を踏まえ、わかりやすい、申請・請求者、相談者の立場に立った申請の手引きや各種様式の見直しを検討・実施する。

(2) 迅速かつ適正な支給

新認定・給付システムを活用するとともに、業務実施マニュアルの随時の見直しや詳細なスケジュール管理の実施により、支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。

また、認定更新業務は、申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施する。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

認定・給付システムについて、業務の効率の向上やミス防止などの効果の高いシステムの改修を確実に円滑に進めるとともに、確実な運用・保守を行い、情報セキュリティ、業務の安定的実施を確保する。また、新システムの導入及び改修により改善・効率化が図られたことに関する効果測定について検討する。

引き続き、新規に石綿部に入った者への研修を行うとともに、すでに受講した者についても1年に1回研修を実施する等により、部内職員の

個人情報保護、情報セキュリティのルールの遵守を確保する。

5. 救済給付費用の徴収

引き続き特別事業主からの特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。

6. 救済制度の見直しへの対応

法施行後 5 年の見直しについては、今後も石綿健康被害救済小委員会の議論を見ながら、必要情報の収集・整理・提供を行う。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

(1) 組織体制及び人員の合理化

管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。

具体的な合理化目標の計画については、「VIII2. 職員の人事に関する計画」において明示する。

(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。

コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

(3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。

2. 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化

外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。

(2) 外部委託の推進

サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

(3) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。

①一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 23 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

②業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 23 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく取組を実施する。

また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(4) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底を図る。

① 引き続き、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

② 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施するほか、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。

- ③ 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

- (1) 平成 22 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。
- (2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画（平成 20 年 1 月 8 日）に基づき、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減の達成に向け取り組む。

(参考)

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3%削減量 80,403 kg-CO₂

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算 別紙のとおり
2. 収支計画 別紙のとおり
3. 資金計画 別紙のとおり

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 300 億円以下に圧縮するために、

- ① 約定弁済先の管理強化
 - ② 返済懇懇
 - ③ 厳正な法的処理
 - ④ 迅速な償却処理
- に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済懇懇にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定

化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 23 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成 23 年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努め、本中期計画期間内での早期目標達成を目指す。

また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。

機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32 億円交付されることを予定している。

IV. 短期借入金の限度額

平成 23 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円とする。

V. 重要な財産の処分等に関する計画

戸塚宿舍の処分に向けた準備を進める。

VI. 剰余金の使途

なし

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

(1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、事業管理部の常勤職員数 1 名の削減を図る。

(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な

な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づき各種研修を実施する。

(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

(4) 人員に関する指標

- ・ 期初の常勤職員数 144 人
- ・ 平成 23 年度中に 1 人削減

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業等の財源に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項
なし

平成23年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	1,929
国庫補助金	4,958
その他の政府交付金	18,264
都道府県補助金	1,500
長期借入金	2,800
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	52,681
運用収入	1,323
その他収入	306
計	88,761
支出	
業務経費	65,633
公害健康被害補償予防業務経費	50,861
うち人件費	452
石綿健康被害救済業務経費	10,105
うち人件費	375
基金業務経費	4,055
うち人件費	146
承継業務経費	612
うち人件費	291
借入金等償還	21,096
支払利息	1,105
一般管理費	853
うち人件費	394
その他支出	0
計	88,687

[人件費の見積り]

平成23年度 1,302百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	417
国庫補助金	258
その他の政府交付金	9,167
業務収入	40,225
運用収入	1,025
その他収入	13
計	51,106
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	50,861
うち人件費	452
一般管理費	323
うち人件費	130
計	51,183

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	9,097
業務収入	1,258
その他収入	54
計	10,410
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	10,105
うち人件費	375
一般管理費	250
うち人件費	147
計	10,355

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	739
国庫補助金	1,500
都道府県補助金	1,500
運用収入	298
その他収入	209
計	4,246
支出	
業務経費	
基金業務経費	4,055
うち人件費	146
一般管理費	112
うち人件費	40
計	4,168

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	773
国庫補助金	3,200
長期借入金	2,800
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	11,197
その他収入	29
計	22,999
支出	
業務経費	
承継業務経費	612
うち人件費	291
借入金等償還	21,096
支払利息	1,105
一般管理費	168
うち人件費	77
その他支出	0
計	22,981

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成23年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	74,949
經常費用	74,949
公害健康被害補償予防業務経費	50,842
石綿健康被害救済業務経費	10,105
基金業務経費	4,055
承継業務経費	7,319
一般管理費	1,440
減価償却費	90
財務費用	1,097
収益の部	75,547
經常収益	75,547
運営費交付金収益	2,015
国庫補助金収益	258
その他の政府交付金収益	10,126
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,397
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,045
業務収入	47,547
運用収入	1,323
その他の収益	86
財務収益	1,750
純利益	598
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90
総利益	688

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	51,213
経常費用	51,213
公害健康被害補償予防業務経費	50,842
補償業務費	49,640
予防業務費	1,202
一般管理費	324
減価償却費	46
収益の部	51,123
経常収益	51,123
運営費交付金収益	417
国庫補助金収益	258
その他の政府交付金収益	9,167
業務収入	40,225
資産見返負債戻入	16
運用収入	1,025
財務収益	13
純利益(△純損失)	△ 90
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90
総利益(△総損失)	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,386
経常費用	10,386
石綿健康被害救済業務経費	10,105
一般管理費	250
減価償却費	30
収益の部	10,386
経常収益	10,386
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,397
その他の政府交付金収益	959
資産見返負債戻入	30
純利益	0
総利益	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,175
經常費用	4,175
基金業務経費	4,055
地球環境基金業務費	816
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	3,086
維持管理積立金業務費	153
一般管理費	112
減価償却費	7
収益の部	4,175
經常収益	4,175
運営費交付金収益	825
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,045
地球環境基金運用収益	172
維持管理積立金運用収益	126
資産見返負債戻入	7
純利益	0
総利益	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,176
經常費用	9,176
承継業務経費	7,319
一般管理費	753
減価償却費	7
財務費用	1,097
収益の部	9,864
經常収益	9,864
運営費交付金収益	773
事業資産譲渡元金収入	7,322
財源措置予定額収益	0
資産見返負債戻入	7
財務収益	1,737
雑益	25
純利益	688
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	688

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成23年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	256,143
業務活動による支出	71,132
投資活動による支出	86,542
財務活動による支出	21,119
次期中期目標期間への繰越金	77,351
資金収入	256,143
業務活動による収入	85,912
運営費交付金収入	1,929
国庫補助金収入	4,958
その他の政府交付金収入	18,264
都道府県補助金収入	1,500
業務収入	49,296
運用収入	1,290
その他の収入	8,674
投資活動による収入	120,254
財務活動による収入	7,840
前中期目標期間よりの繰越金	42,138

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	59,857
業務活動による支出	51,188
投資活動による支出	1,218
次期中期目標期間への繰越金	7,451
資金収入	59,857
業務活動による収入	47,713
運営費交付金収入	417
国庫補助金収入	258
その他の政府交付金収入	9,167
業務収入	36,840
運用収入	1,017
その他の収入	13
投資活動による収入	1,200
前中期目標期間よりの繰越金	10,945

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	95,999
業務活動による支出	10,433
投資活動による支出	48,000
次期中期目標期間への繰越金	37,566
資金収入	95,999
業務活動による収入	10,441
その他の政府交付金収入	9,097
地方公共団体等拠出金収入	1,258
その他の収入	86
投資活動による収入	74,500
前中期目標期間よりの繰越金	11,058

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	76,020
業務活動による支出	7,652
投資活動による支出	37,320
次期中期目標期間への繰越金	31,048
資金収入	76,020
業務活動による収入	12,562
運営費交付金収入	739
国庫補助金収入	1,500
都道府県補助金収入	1,500
運用収入	273
その他の収入	8,550
投資活動による収入	44,550
財務活動による収入	40
前中期目標期間よりの繰越金	18,868

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,266
業務活動による支出	1,858
投資活動による支出	4
財務活動による支出	21,119
次期中期目標期間への繰越金	1,285
資金収入	24,266
業務活動による収入	15,195
運営費交付金収入	773
国庫補助金収入	3,200
業務収入	11,197
その他の収入	25
投資活動による収入	4
財務活動による収入	7,800
前中期目標期間よりの繰越金	1,267

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。